

# 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた 防災対応検討ガイドライン(第1版)」の概要

## ガイドラインの位置づけ

- 南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定公共機関、企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載
- 南海トラフ地震防災対策推進地域内にある地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する者等が活用することを想定
- 突発的な地震発生に備えて対策を進めていくことが基本**であるが、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が高まっている旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し被害軽減につなげていくことが重要

### 【ガイドラインの構成】

#### ■ 第1編: 共通編

- ・地方公共団体、指定公共機関・特定の企業等に共通する基本的な考え方
- ・国が発表する情報の流れ

#### ■ 第2編: 住民編

- ・地方公共団体の検討手順等

#### ■ 第3編: 企業編

- ・指定公共機関、特定企業等の検討手順等

	地域	作成主体	法律に基づく計画策定義務等
■ 第1編: 共通編	南海トラフ地震防災対策推進地域(707市町村)全域	都道府県、市町村	南海トラフ地震防災対策推進計画地域防災計画への反映に努める
		指定公共機関 ・電気事業会社 ・通信事業会社 ・ガス事業会社 ・流通事業会社 等	南海トラフ地震防災対策推進計画
■ 第2編: 住民編	推進地域のうち津波防災地域づくりに関する法律に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域	①病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設 ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業(1000人以上の工場、学校、社会福祉施設、地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン等)	南海トラフ地震防災対策計画
■ 第3編: 企業編			

# 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン

H31.3策定  
R1.5一部改定

## 第1編：共通編（基本的な考え方、国が発表する情報等）

	半割れ/被害甚大ケース	一部割れ/被害限定ケース ゆっくりすべり/被害なしケース
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震の震源域でM8.0以上のプレート境界型地震が発生</li> </ul> <p>南海トラフで大規模地震 (M8クラス) が発生</p> <p>残された領域は連動するの?</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震の震源域でM7.0以上8.0未満の地震が発生</li> </ul> <p>南海トラフで地震(M7クラス)が発生</p> <p>南海トラフの大規模地震の前震か?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常とは異なるゆっくりすべりを観測</li> </ul> <p>ひずみの変化</p> <p>ひずみ計による(変化を)観測</p> <p>跳ね上がり(地震発生)</p> <p>陸のプレート</p> <p>ゆっくりすべり</p> <p>引きずり込み</p> <p>フィリピン海プレートの沈み込み</p> <p>強くくっついてる境界</p>
情報	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
対応	<b>巨大地震警戒対応</b>	<b>巨大地震注意対応</b>
社会状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域では応急対策活動が行われる</li> <li>被災地域以外では、大きな地震動は発生しないが、沿岸地域では津波警報等が発表され、住民は避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震源付近の地域では大きな揺れ、一部の沿岸地域では避難（地震発生を伴う場合）</li> </ul>
住民対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達までに明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</li> <li>それ以外の地域は警戒レベルを上げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの備えを再確認するなど警戒レベルを上げる</li> <li>必要に応じて自主避難</li> </ul>
企業対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合は危険を回避する措置</li> <li>その他の企業は警戒レベルを上げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの備えを再確認するなど警戒レベルを上げる</li> </ul>
対応期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1週間</li> <li>その後、巨大地震注意対応(1週間)へ移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1週間（地震を伴う場合）</li> <li>すべりが収まったと評価されるまで（ゆっくりすべりの場合）</li> </ul>

# 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン

H31.3策定  
R1.5一部改定

## 第2編：住民編（地方公共団体の検討手順等）

### ○防災対応の検討が必要な対象地域

- 南海トラフ地震防災対策推進地域を基本

【第2章第1節】

### 巨大地震警戒対応の検討

#### ○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

【第4章第1節】

#### ○避難対象者及び事前避難対象地域

- 避難対象者の特性に応じて健常者、要配慮者の避難速度を設定 【第4章第3節（1）】
- 津波到達時間の設定 【第4章第3節（2）】
- 避難可能範囲の設定 【第4章第3節（3）】

1. 避難開始までに必要な時間の設定
2. 避難距離の設定
3. 避難の移動速度の設定
4. 高所への移動時間の設定
5. 避難可能範囲の設定

- 事前避難対象地域の設定

【第4章第3節（4）】

#### ○土砂災害

- 地域の実情に応じて避難のあり方を検討

【第4章第4節】

#### ○住宅の倒壊、地震火災

- 耐震基準を満たしていない住宅の住民は避難をあらかじめ検討 【第4章第5節】
- 地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止

#### ○避難所の選定及び移動方法

- 避難所の受け入れ人数の把握 【第4章第6節（1）】
- 避難所候補リストの作成 【第4章第6節（2）】
- 避難所の選定 【第4章第6節（3）】
- 避難所が不足する場合の対応 【第4章第6節（4）】
- 避難所への移動方法の検討 【第4章第6節（5）】

#### ○避難所の運営

- 運営体制や運営する際の役割の検討

【第4章第7節】

### 巨大地震注意対応の検討

#### ○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

【第5章第1節】

### 地域防災計画等への反映

#### ○訓練等の実施

- 情報が発表された場合に取りべき対応の訓練を定期的実施

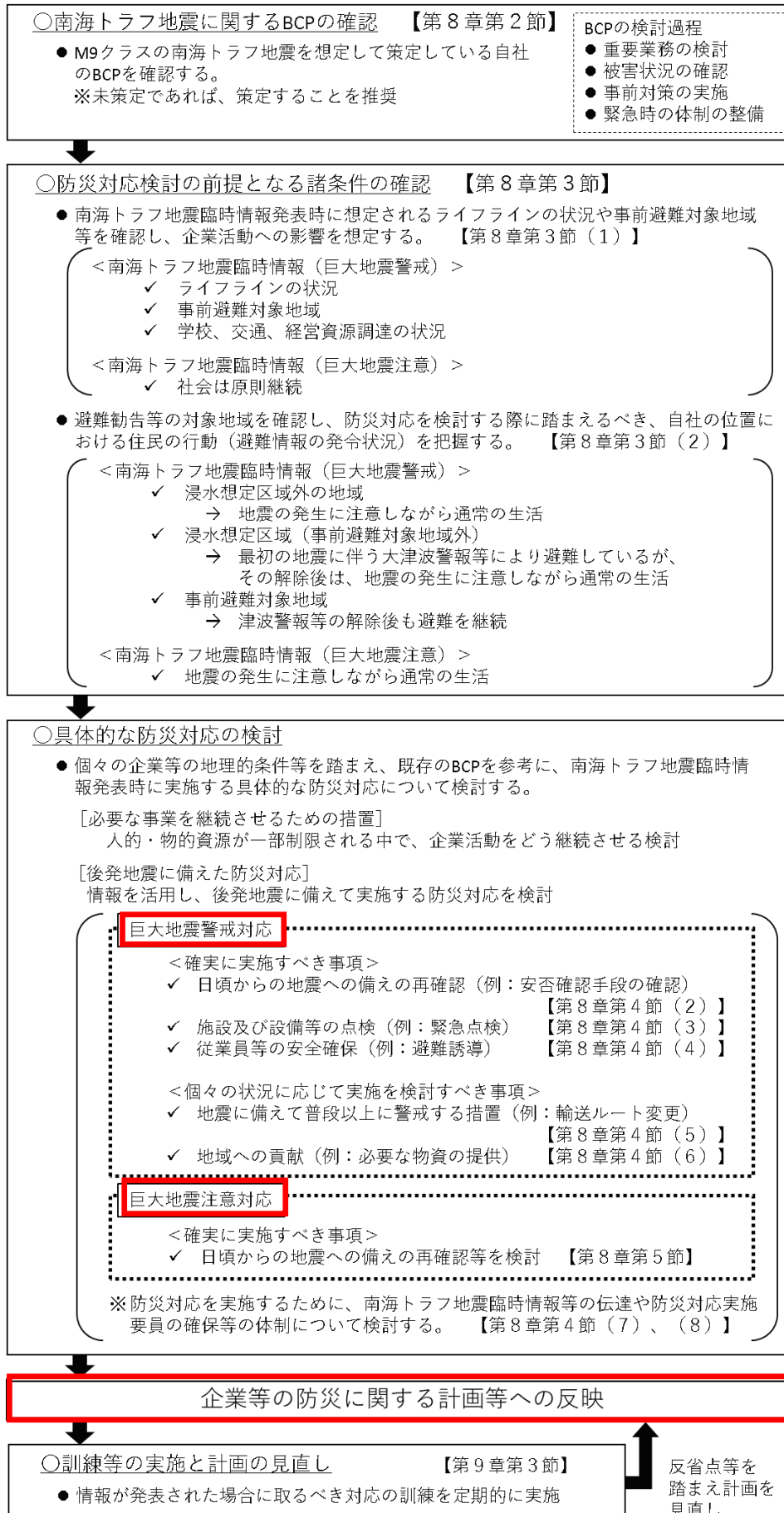
【第6章第3節】

反省点等を踏まえ計画を見直し

# 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン

## 第3編：企業編（指定公共機関、特定企業等の検討手順等）

H31.3策定  
R1.5一部改定



- M8.0以上の地震発生直後に発表された**大津波警報**または**津波警報**が**津波注意報**に切り替わった後、避難継続が必要かどうかを検討
- 避難継続の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うか否かを検討することを基本（各地方公共団体において既に検討しているものを活用）
- 後発地震に備えた**事前避難**は、最初の地震発生から**1週間継続**

